

外国判決の執行判決訴訟において当該外国判決が支払いを命じた扶養料に関して消滅時効の抗弁が審理された事例

【文献種別】 判決／千葉地方裁判所

【裁判年月日】 令和6年7月19日

【事件番号】 令和1年(ワ)第2094号

【事件名】 執行判決請求事件

【裁判結果】 一部認容、一部棄却

【参照法令】 民事訴訟法118条、民事執行法24条、扶養義務の準拠法に関する法律2条・8条

【掲載誌】 判時2632号101頁

◆ LEX/DB 文献番号 25623008

九州大学准教授 八並 廉

事実の概要

X(原告)とY(被告)は、いずれも日本国籍を有する者であり、1991年に日本において婚姻し、その後、長男D(1994年生)及び二男B(1999年生)とともにシンガポールに移住した。2000年にはシンガポールにおいてXとYとの間に長女Cが生まれた。2007年3月、Xは、シンガポールの家庭裁判所(以下、シンガポールの家庭裁判所と高等法院を併せて「本件外国裁判所」という)にYとの離婚を求める申立てをした。Yはこれに応訴した。本件外国裁判所は、2008年10月、X・Yの婚姻を解消する旨の仮の判決を下し、2010年11月、付随事項(親権、面会権、子らの生活費、共有財産の分割)に関する判決(以下「本件外国判決」という)を下した。

2019年10月、Xが、民事執行法(以下「民執法」という)24条に基づき、本件外国判決中の、YがXに対してB及びCの生活費として月額5000シンガポールドルを支払うよう命ずる部分(以下、その請求権を「本件生活費支払請求権」という。その終期については、シンガポール法上、子が21歳に達した日に効力を失うものとされている)、及び、これに対する利息請求権(シンガポール法に基づき年利5.33%)につき、XがYに対して強制執行をすることの許可を求め、千葉地方裁判所に訴訟を提起したのが本件である。これに対して、Yは、本

件生活費支払請求権及びこれに対する利息請求権は時効により消滅している旨の主張をした。

判決の要旨

一部認容、一部棄却。

1 「外国判決基準時後に生じた請求権の消滅や変更に関する事由については、本来は当該判決に対する請求異議の訴えをもって主張すべき事由ではあるものの、執行判決訴訟が、我が国においては当然には執行力の承認されない外国判決について、その現在の執行力の有無を確認して執行力を付与する訴訟手続であることに加え、外国判決自体は債務名義ではないため、当該判決に基づき強制執行をすることの許可を求める執行判決訴訟に対する反訴として請求異議の訴えを提起することができず、執行判決の確定により債務名義となるのを待って改めて当該債務名義に対する請求異議の訴えを提起するよりはむしろ、執行判決訴訟において請求異議事由を抗弁として主張することを認めることが訴訟経済にも資すること等の事情に照らすと、執行判決訴訟においては、外国判決基準時後に生じた請求権の消滅や変更に関する事由(請求異議事由)をもって抗弁として主張することが許されると解するのが相当である。」

2 「外国裁判所の確定判決の効力について

……、民事訴訟法 118 条に基づく外国判決承認制度の意義としては……、本来属地的性質を有する外国判決の効力がその承認によって我が国内に拡張されるものと解するのが相当である。

そして……、外国判決の内容及び範囲等については、承認国法ではなく判決国法によって規律されるものと解するのが相当である。」

3 「Yの消滅時効の抗弁の準拠法について検討するに、本件における生活費支払請求権は、判決国であるシンガポールの裁判所がシンガポール法に基づいてその支払を命じたものであることや、扶養義務準拠法〔扶養義務の準拠法に関する法律〕2条1項は、扶養義務は、扶養権利者の常居所地法によって定める旨を規定しているところ、XとYとの婚姻を解消する旨の仮の判決がされた当時、Xはシンガポールに住所を有していたことからすれば、本件生活費支払請求権の準拠法はシンガポール法とするのが相当であり、そうすると、本件生活費支払請求権の消滅時効についても、シンガポール法を準拠法として規律されるものと解するのが相当である。」

4 「扶養義務準拠法8条1項は、いわゆる抵触規則によって指定された準拠外国法を我が国で具体的な事案に適用した結果、我が国の私法秩序の中核部分をなす法原則や法観念が破壊されるおそれがある場合に、例外的にその外国法の適用を排斥することを目的とする規定……である。

……我が国と異なる消滅時効の期間を適用することが直ちに我が国の……民法における消滅時効期間（5年ないし10年）よりも幾分長期の消滅時効期間が認められることになったとしても、このことにより、直ちに我が国の消滅時効制度ひいては社会秩序が害されるものということとはできず、本件外国法の規定の適用が明らかに公の秩序に反するとはいうことはできないものというべきである。」

判例の解説

一 本判決の意義

本判決は、本件外国判決は民事訴訟法（以下「民

訴訟」という）118条及び民執法24条が定める要件を満たすものと判断する一方で、本件生活費支払請求権に係る利息請求権については、シンガポール法に基づき時効消滅している一部を除き、強制執行を認めることとした¹⁾。本判決をめぐる国際私法上の論点は多岐にわたるが、特に、外国判決に係る債権の消滅時効の準拠法について検討した初の公表裁判例として検討する意義がある²⁾。そこで、以下では、本件生活費支払請求権の消滅時効の成否の判断に関わる論点として、外国判決基準時後の事情の変化(二)、準拠法(三)、公序(四)の問題を取り上げる。

二 外国判決基準時後の事情の変化

判決の要旨1は、外国判決基準時の後における時効による請求権の消滅について、執行判決訴訟において抗弁として主張することを認めている。この点、外国判決基準時後の事情の変化が執行判決訴訟において抗弁事由となるか否かについて、学説上は見解が対立している。

一方では、承認要件の存在を前提とする執行判決訴訟において、承認以後の事情を争う機会を認めることは、被告の抗弁による訴訟物の変動を認めることになり問題があるとの見解（消極説）がある³⁾。判決の要旨1が、外国判決基準時後の事情の変化について「本来は……請求異議の訴えをもって主張すべき事由」とする部分は、消極説の考えを反映している。しかし、判決の要旨1が続けて指摘する通り、請求異議の訴えは、債務名義に係る請求権の存在又は内容について異議のある債務者から提起されるものであるところ（民執35条1項）、外国判決が債務名義となるためには確定した執行判決が必要であることから（民執22条6号）、請求異議の訴えは執行判決訴訟の継続中は反訴として提起することができない。そのため、訴訟経済等の観点から、請求異議事由の抗弁を認める立場を採る学説が比較的多い（積極説）⁴⁾。また、これまで複数の裁判例において、外国判決基準時後の請求異議事由に基づく抗弁が審理されている⁵⁾。従って、判決の要旨1は、この問題について多数説と位置づけられる積極説や、従来の裁判例と整合するものと位置づけられ、妥当なものといえよう⁶⁾。

三 準拠法

1 外国判決の効力範囲

判決の要旨2は、「外国判決の内容及び範囲等については、承認国法ではなく判決国法によって規律されるもの」と述べるが、この点については、外国判決の効力範囲は承認国がその抵触法の観点から主体的に判断すべきものであるとの観点から、批判がある⁷⁾。もっとも、外国裁判基準時後の債権の消滅時効の問題については、判決の要旨3が準拠法の判断に踏み込んでいることから分かる通り、本判決は、これを本件外国判決の効力範囲に含まれる問題とは位置づけておらず、その点は妥当なものとして支持できる⁸⁾。

それでは、本件外国判決の効力範囲外の問題として当該債権の消滅時効の準拠法について判断している判決の要旨3には、どのような特徴があるだろうか。一般論としては、消滅時効は、債権準拠法が規律する問題と性質決定することと解されている⁹⁾。しかし、本件のように、外国判決が支払いを命じた扶養料に係る請求権の消滅時効について検討する場合、次に述べる諸点に留意する必要がある。

2 外国判決が支払いを命じた扶養料に係る請求権の消滅時効

(1) 第1に、本件のように外国判決が存在する場合、外国判決基準時後の事情の変化をめぐって、一方では、判決国で適用された法を適用する可能性を示唆する学説があり¹⁰⁾、他方では、承認国において、承認国の抵触法を通じて決定される準拠法によるべきであるとする学説がある¹¹⁾。前節で述べたようにこれが外国判決の効力範囲外の問題である以上は、後者の学説が主張するように、承認国の抵触法によって準拠法決定して判断すべき問題といえよう。

しかし、この点、判決の要旨3をみると、いずれの立場を採用したものか、必ずしも明らかではない¹²⁾。一方では、判決の要旨3において、本件生活費支払請求権が「判決国であるシンガポールの裁判所がシンガポール法に基づいてその支払を命じたものであること」を考慮している部分は、判決国で適用された法の適用を主張する前者の学説と整合的であるようにもみえる¹³⁾。他方では、

その直後の判示は、後者の学説の立場のように、承認国である我が国の抵触法により、扶養義務準拠法2条1項に従って準拠法判断しているようにも読める¹⁴⁾。この問題についてシンガポール法の適用を導いた結論に異論はないが、判決の要旨3前半で示される、判決国が適用した法がシンガポール法であったことについての考慮は、不要だったのではないだろうか¹⁵⁾。

(2) 第2に、本件のように外国判決によって確定した債権の消滅時効が問題となる場合、それを原債権の消滅時効の問題と捉えるか、もしくは、判決債権の消滅時効の問題と捉えるかによって、準拠法の判断方法に相違が現れることがある¹⁶⁾。この点については、我が国の抵触法上、消滅時効は実体法上の問題と性質決定されるものと解し¹⁷⁾、判決による債権の消滅時効の延長の問題についても、判決の実体法上の効果として位置づけるべきものと解すれば¹⁸⁾、これを原債権の消滅時効の問題と捉える前者の立場が支持できるであろう¹⁹⁾。

そのことから、判決の要旨3が、本件生活費支払請求権の準拠法が「本件生活費支払請求権の消滅時効についても」規律するものと解している点については、支持できるものと考えられる。

四 公序

判決の要旨4は、シンガポール法上の債権の消滅時効に関する規定の適用結果が、扶養義務準拠法8条1項の公序違反に該当しない旨を判断している。判決の要旨4の前半部分が言及する扶養義務準拠法8条1項の趣旨については、法の適用に関する通則法42条と同様の趣旨と解されている²⁰⁾。そして、消滅時効の問題について、学説は外国法と日本法との間にある時効期間の差異は直ちに公序違反を生じさせるものではないと示しており、それに従う裁判例も複数ある²¹⁾。従って、判決の要旨4は、学説や裁判例の立場を基本的に踏襲するものであり、支持できる。

●—注

- 1) 本判決の評釈として、藤澤尚江「判批」令和6年度重判(ジュリ臨増1610号)(2025年)260頁以下、村上愛「判批」戸時868号(2025年)24頁以下、加藤紫帆「判批」有斐閣OnlineジャーナルL2507009(2025年)参照。

- 2) 加藤・前掲注1) ㉑009。
- 3) 三ヶ月章『民事執行法』(弘文堂、1981年)84頁及び120頁、横溝大「判批」ジュリ1105号(1997年)155頁。
- 4) 鈴木忠一＝三ヶ月章編『注解民事執行法(1)』(第一法規出版、1984年)427～428頁〔青山善充〕、石川明ほか編『注解民事執行法(上)』(青林書院、1991年)227頁〔小島武司・猪俣孝史〕、中野貞一郎＝下村正明『民事執行法〔改定版〕』(青林書院、2021年)192頁、伊藤眞ほか編『条解民事執行法〔第2版〕』(弘文堂、2022年)214頁〔津綾子〕。
- 5) 東京地判昭40・10・13判時426号13頁、東京地判平3・12・16判タ794号246頁、東京地判平23・3・28判タ1351号241頁、東京地判平25・4・26LEX/DB25512252、東京地判平28・1・29判時2313号67頁。また、最判令3・5・25民集75巻6号2935頁も、明示的には判示していないものの、この見解と整合するものとして評され得ることにつき、藤澤・前掲注1)261頁。
- 6) 藤澤・前掲注1)261頁、村上・前掲注1)29頁。
- 7) 加藤・前掲注1) ㉑014～015。
- 8) 同上。
- 9) 相澤吉晴「判批」涉外百選〔第3版〕(別ジュリ133号)(1995年)115頁、芳賀雅顯『外国判決の承認』(慶應義塾大学出版会、2018年)454頁以下。また、裁判例として、徳島地判昭44・12・16判タ254号209頁、東京地判平14・2・26〔2002WLJPCA02260015〕。
- 10) 鈴木忠一「外国の非訟裁判の承認・取消・変更」曹時26巻9号(1974年)1528頁、河野俊行「判批」ジュリ1026号(1993年)156頁。
- 11) 石黒一憲『国際民事紛争処理の深層』(日本評論社、1992年)190頁以下、横溝大「判批」ジュリ1098号(1996年)146頁、中西康「判批」平成13年度重判(ジュリ臨増1224号)(2002年)330頁、岩本学「判批」ジュリ1561号(2021年)133頁。審判例として、東京家審昭44・6・20家月22巻3号110頁。
- 12) 判決の要旨3部分への批判として、藤澤・前掲注1)261頁、村上・前掲注1)30頁、加藤・前掲注1) ㉑021参照。
- 13) ただし、この部分の判示について、判決国の法廷地法、または、判決国の抵触法を通じて決まる債権準拠法のいずれの資格でシンガポール法の適用が導かれているのか、必ずしも明らかでないと評価するものとして、村上・前掲注1)30頁。
- 14) なお、判決の要旨3が、シンガポール法の適用を導く理由として「XとYとの婚姻を解消する旨の仮の判決がされた当時、Xはシンガポールに住所を有していたことからすれば」と述べた部分については、①扶養義務準拠法2条1項にいう扶養権利者はXではなくB及びCと解すべきであったこと、②同項に基づけば住所ではなく常居所に着目すべきであったこと、③その際の常居所認定の基準時は婚姻解消の仮判決当時ではなく、本件生活費支払請求権が生じた付随判決当時とすべきだったことから、問題があったことについて、加藤・前掲注1) ㉑022。
- 15) 関連して、判決の要旨3が本件外国判決や本件生活費支払請求権に関連する場所的要素を列挙している趣旨について、「外国判決に係る債権の消滅時効が問題となる場合において、債権準拠法につき、最密関係地を適用したものと評価する余地もあろう」と指摘する、加藤・前掲注1) ㉑021も参照。
- 16) 外国判決に係る債権への弁済の充当が問題となる場合(最判令3・5・25民集75巻6号2935頁)について、原債権の準拠法を適用する説と、判決債権の準拠法を適用する説があることについて、加藤・前掲注1) ㉑018参照。また、前者の立場について酒井一「判批」JCA69巻4号(2022年)49頁、後者の立場について渡辺惺之「判批」ジュリ1566号(2022年)176頁参照。
- 17) 山田鎌一『国際私法〔第3版〕』(有斐閣、2004年)382頁、溜池良夫『国際私法講義〔第3版〕』(有斐閣、2005年)415頁。
- 18) 中西康ほか『国際私法〔第3版〕』(有斐閣、2022年)185頁。
- 19) 石黒一憲『国際民事訴訟法』(新世社、1996年)232～234頁も参照。
- 20) 櫻田嘉章＝道垣内正人編『注釈国際私法(第2巻)』(有斐閣、2011年)407頁〔早川眞一郎〕、櫻田嘉章『国際私法〔第7版〕』(有斐閣、2020年)329頁、大江忠『要件事実国際私法(2)』(第一法規、2021年)207頁。
- 21) 学説として、山田・前掲注17)382頁、溜池・前掲注17)218～219頁。裁判例として、前掲徳島地判昭44・12・16、前掲東京地判平23・3・28。もっとも、本件において被告の主張の中で言及されたように、外国法の時効期間の長さを考慮して公序違反を認めた大判大6・3・17民録23輯378頁もある。